

## 第14回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成27年8月26日(水) 10時10分～11時10分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

### 3 出席委員(11人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 富永 勝志 ④ 石原 千代年  
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 欠 席  
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

欠席 8番 平田 修二 委員

### 5 議事日程

- 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第38号 非農地証明願いについて  
議案第39号 農用地利用集積計画について  
議案第40号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について  
その他 農地法事務の権限移譲について

### 6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)  
久保田真一郎 (次長兼管理係長)  
大田 豊茂 (管理係)  
榎木 海斗 (管理係)  
濱崎 春香 (管理係)  
○ 農政課 園田 健 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さん、おはようございます。

ただ今、事務局から報告がありましたとおり、8番 平田修二委員が本総会を欠席ですので、各委員におかれましては御了承をよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第14回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1 議事録署名委員の指名**であります。議長において、5番 堂後 善人委員、6番 尻無濱 俊幸委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第14回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3 諸報告**であります。今回、私からは特にありませんが、皆さんからありましたなら、その他のところでお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第4 議案第35号**

**農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （大田 豊茂）

それでは、議案第35号について説明いたします。

議案書の2ページから3ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は5件であり、所有権の移転が3件、賃借権が1件と使用貸借権の設定が1件であります。

なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、8月17日に7番委員及び11番委員と事務局で現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、説明させていただきます。

整理番号1について、地図は1ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇さんであります。

〇〇さんは現在、甘藷・露地野菜等の生産を行い、年間150日程度農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ  
ます。

次に整理番号2について、地図は2ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、同じく〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇さんであります。

〇〇さんは現在、甘藷・季節野菜の生産を行い、年間150日程度農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ  
ます。

次に整理番号3について、地図は3ページから8ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、水稲・甘藷の生産を行い、年間100日程度農業に従事されております。

申請地は、水稲・甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

次に整理番号4について、地図は9ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、水稲・甘藷の生産を行い、年間150日程度農業に従事されております。

申請地は、水稲を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

次に整理番号5について、地図は10ページから12ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、就労継続支援〇〇事業所の株式会社〇〇〇〇であります。

就労継続支援〇〇事業所とは、〇〇〇により企業で働くことが困難な人に対して、雇用契約に基づき、継続的に就労ができる生産活動で、農業・林業・竹林業、農産物に関する事業等であります。

申請人は、株式会社〇〇〇〇 代表取締役の〇〇 〇さんであります。

申請地は、いずれも山林・原野・雑種地ではありますが、現況は農地であることを確認しております。

申請地は甘藷と梅の生産を行い、〇〇〇〇の就労支援や健康管理の目的で、施設の通所者・職員に農業の従事を行わせたいというものであり、周辺への影響、労働力等についても何ら問題はないと思われま

なお、株式会社〇〇〇〇は今回、新規就農でございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

7番委員 (高原 熊夫)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

8月17日に11番委員及び事務局職員と現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、いずれも耕作可能な農地でありました。

それぞれの申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積なども問題なく、営農に意欲的に取り組むとのことで確認いたしました。

申請地も必ず耕作するとのことであり、周辺への影響も無く、許可相当であると調査をして参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第5 議案第36号**

**農地法第4条の規定による許可申請について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

おはようございます。

議案第36号について説明いたします。

今月の農地法第4条の許可申請は2件です。

8月17日に7番委員及び11番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1から順次説明をいたします。

整理番号1は、一般住宅への転用です。

地図は13ページで、〇〇〇〇近くになります。

申請地は、農地の広がり10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、〇〇〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは、子どもが大きくなり現在住んでいる家が狭くなったことから、今回の申請地に自己の住居を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲は、東側畑、北側一部原野、西側市道、他は自己の畑でありました。

申請地は現状のまま使用され、排水等は浄化槽で処理後、新設される側溝を通り西側の市道側溝に流されます。

次に整理番号2につきまして、整理番号2は作業場及び資材置き場及び駐車場と通路への転用です。

地図は14ページで、〇〇〇〇〇〇近くになります。

申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第3種農地の都市計画用途地域内農地で、原則許可地でございます。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇 〇さんです。

〇〇さんは〇〇〇として仕事を行っておりますが、現在の作業場が自宅の一部屋のみであり、資材置場や作業場が少ないため、申請地を資材置き場及び作業場及び通路と駐車場として使用されたく申請されたものです。

申請地周囲に農地はなく、北側市道、東側宅地、南側雑種地及び墓地、西側雑種地でございます。

申請地はそれぞれ1mずつ盛土及び切土をし、土留め工事を行い、周囲にはフェンスを設けます。

雨水排水等は浄化槽で処理後、南側に新設される側溝をとおり西側の市道側溝に流されます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の報告が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

11番委員 (石坂 務)

それでは、農地法4条第1項の規定による許可申請についての報告をいたします。

8月17日に、7番委員と事務局職員とで現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1から順次報告をいたします。

整理番号1につきましては、申請地に隣接する農地は、東側及び南側及び北側の一部の畑のみで、他は市道と原野でした。

農地への影響も無く、許可相当であると調査してまいりました。

整理番号2につきましては、申請地周囲に農地はなく、周囲は市道・宅地・雑種地・墓地でした。

周囲への影響もなく、許可相当であると調査をしてまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第6 議案第37号**

**農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたしますが、本



件は7番 高原 熊夫委員の件であり、議事参与の制限に該当するため、ここで7番 高原 熊夫委員は退席をお願いいたします。

( 7番 高原熊夫委員 退席 )

議長 (田嶋 輝男)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

議案第37号について説明をいたします。

今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

8月17日に11番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは整理番号1につきまして、説明いたします。

整理番号1は、農業用倉庫への賃借権設定です。

地図は15ページで、〇〇〇〇〇近くになります。

申請地は、農地の広がり規模が10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在農業を営んでおりますが、農業用機械を収納するための倉庫が不足しているため、申請地を借り受け農業用倉庫を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲の農地は、北側の畑のみで、他は東側市道、南側原野、西側山林でございました。

申請地は現状のまま使用されますが、一部段差があるため、一定の高さになるように整地をされます。

雨水等は市道側溝に流されます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の報告が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

11番委員 (石坂 務)

それでは、農地法5条第1項の規定による許可申請についての報告をいたします。

8月17日に、事務局職員と現地調査をいたしてまいりました。

それでは、整理番号1につきまして報告をいたします。

申請地に隣接する農地は北側の畑のみで、他は原野及び山林と市道でございました。

農地への影響も無く、許可相当であると調査をしてまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、7番 高原 熊夫委員の着席を許します。

( 7番 高原熊夫委員 着席 )

議長 (田嶋 輝男)

**日程第7 議案第38号**

**非農地証明願いについて**を議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第8 議案第39号**

**農用地利用集積計画について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（榎木 海斗）

それでは、議案第39号 平成27年農用地利用集積計画書第8号について、提案いたします。

この議案書の公告年月日は平成27年9月1日となります。

それでは、1ページをお開きください。

（ 議案資料にて説明 ）

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第39号 平成27年農用地利用集積計画書の第8号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長（田嶋 輝男）

質疑ございませんか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第 9 議案第 40号**

**農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について**を議題といたします。

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (園田 健)

お疲れさまです。

それでは、議案第 40号 平成 27年農用地利用集積計画書の農地中間管理事業分 第1号について、提案させていただきます。

この議案書の公告年月日は平成 27年 9月 1日とする予定であります。

議案書の説明を行います前に、まず平成 26年度から始まりました農地中間管理事業におきまして、阿久根市におけるモデル地区といたしまして推進を進めてまいりました瀬之浦上地区での取り組みが、瀬之浦上水利組合を話し合いの母体といたしまして役員会・総会等を計 6回程度実施してまいりまして、平成 27年 7月 10日締切の農地中間管理事業の 2期公募締切までに公募いたしまして、公募に併せて、農用地利用配分計画案を農地中間管理機構に提出いたしまして、審査をしていただいた結果、適当であるという回答を得たため、今回、農業委員会の利用権設定の公告を受けて、現在農地の所有者から農地中間管理機構へ農地の中間管理権を移すために、農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要領第 13条第 4項の規定に基づきまして、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分につきまして、決定を受けようとするものあります。

よろしくお願いたします。

それでは、議案書の説明に移りたいと思います。

( 議案資料にて説明 )

今後につきましては、今回公告をいただいた後、最終的には担い手の方々に利用権を移していきますが、この公告のあとに農地中間管理機構が県に認可申請を行いまして、県が審査を行い、その審査結果により県が2週間公告を経てから県及び阿久根市農業委員会の方に通知をいたしまして、10月1日付けで担い手の方々へ利用権が移りまして、貸付開始となる予定でございます。

以上で説明を終わりますが、議案第40号 平成27年農用地利用集積計画書の農地中間管理事業分 第1号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)  
農政課の説明が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

皆さん方から何かございませんでしょうか。

事務局長 (谷口 義美)

少し協議会にしていただければと思います。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ここで協議会にします。

( ~ 協 議 ~ ) 10:40~10:47

議長 (田嶋 輝男)

それでは、本会議に戻します。

ほかに、ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局は、ありませんか。

事務局 (久保田真一郎)

事務局から、農地法事務の県からの権限移譲について説明を行い、協議

していただきたいと思います。

つきましては、総会議案書と一緒に事前を送付しました農地法事務の権限移譲についてと題しました資料をご覧いただきたいと思います。

( 資料にて説明 )

つきましては、本日は、来年、平成28年4月から、ただ今説明を行いました農地転用業務、これは違反転用に対する処分業務も含める形になりますが、これを受けるか、或いは、まだ県ネットワーク機構と農業委員会との意見聴取の内容や手順等、具体的な内容が見えない部分もございまして、また、権限移譲を受けない場合は、これまで同様に意見書を付して県に進達の形になりますが、県の再審査についてもですけれども、これと市町村農業委員会と県ネットワーク機構との関係につきましても、まだ見えない部分もあることから、これらが明確となり、また、農業委員会事務局職員や農業委員の資質や知識等の向上もまだ十分でないとして、時期早々と判断しまして、事務局としましては来年4月からはまだ受けないと言ったところを持っているところでございますが、この協議をしていただき、農業委員会の統一した総意意見として整理したいと思いますので、ご検討・協議につきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 (田嶋 輝男)

権限移譲についての説明がありました。

皆さんから何かご意見等ございますか。

来年の4月からは事務局としては、権限移譲は先延ばしするということですが。

議長 (田嶋 輝男)

最終的には、どこくらいまで先延ばしできるのか。



事務局長（谷口 義美）

現在は私どもの農業委員会総会で審議したものを県農村振興課に許可相当として進達し、県農村振興課の方で審査して疑義等があれば、こちらに照会が来ます。毎回、色々と聴いてきます。

これに対して回答等をして、県の方で農業会議の諮問会議で説明をしていただいています。特段、私どもが県に出ていく必要は今までなかった訳です。

結果的には私どもがこの総会場で審議し許可相当とします。県も市に問い合わせたりしてチェックされます。これまでこの2重チェックの体制がありました。それが今度受けるとなると、県というところがなくなります。

従って、私どものこの総会場の場が最終的となり、第1種農地や3,000㎡以上の農地転用がある場合は出向いていかなければならないというのが出てきます。

農業会議そのものも、一般社団法人化して県ネットワーク機構という名前に変わってきまして、今後はとにかく出ていかなければならないと。

今言いましたように、農業委員会事務局のレベルアップと農業委員の皆さん方も同じようにレベルアップを図っていかないと今後はよくないのかなあと思います。職員も今のところ長期に渡る職員がおりません。ここ2・3年ばかりの職員ですので、そういったところでお互いに切磋琢磨しなければいけないというのが出てくるものと思われまます。

また、まだ見えない部分もあるというのもございますので、そういったところも判断していいのかなあと。

農業委員の皆さん方にもこういう動きがあるというのを全然お知らせしないのはいかがなものかと言うところもあって、今回、こういう提案をさせていただいたところです。

期間も47日程度かかっていたのが、1ヶ月程度の期間短縮で許可になるから少しでもいいと言われれば、それはそれでいいのですが。

ただうちの方には、そういった部分でまだ早くできないのかと言ったお叱りを受けるような件は来ておりません。皆さん方が転用許可は約2ヶ月

かかると言ったことは周知のことといった部分もありますので。  
そういった状況です。

議長（田嶋 輝男）

先延ばししたとして、やがては受けないといけないのでは。

事務局長（谷口 義美）

将来的に渡ってはそういうことになるかと思えます。

交付金自体も先ほど説明しましたように2年前の実績に合わせた金額が算定されますので、説明資料の2ページ目に書き込んでありますが、平成25年度の転用実績で試算したら377,000円を交付しますよという話しはありました。

議長（田嶋 輝男）

皆さんどうですか。

9番委員（京田 提樹）

スペシャリストを作らなければならない部分もあると思えますので、例えば3年後にはやるよといったように持っていかないと、いけないのではと思います。その方が農家のためにもなりますし、農業委員のためにもなるのではと思います。

事務局長（谷口 義美）

後で出てくると思いますが建議の部分で、農業委員会としてスペシャリストの育成といったところで。

薩摩川内市も昨年まで生き字引的な方がいらっしゃいましたが。

やはり精通されていらっしゃる方がいらっしゃれば、農地に関するトラブルとかあつ旋というのは非常にし易いのかなあと思われまますので、そこは大切かなあと思えます。

議長 (田嶋 輝男)

ほかの方はよろしいですか。

事務局長 (谷口 義美)

ですので、来年4月というのは事務局としても時期早々かなあと。

これから事務局職員もですし、農業委員の皆さんも一緒になってレベルを上げると。9番委員がおっしゃったように3年後くらいを目途に。

従って、差し当たり来年4月からというのは待っていただきたいと思うところです。

議長 (田嶋 輝男)

よろしいですか。

皆さんからないようであれば、以上で総会を閉会いたしますが、よろしいですか。

委員 はい

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 11:10